

MARINE SAFETY ADVISORY NO 13 – 21J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations
Subject: NEW CHINESE REPORTING SYSTEM FOR FOREIGN-FLAGGED VESSELS
Date: 15 September 2021

中華人民共和国海事局は外国籍船が影響を受ける「海上交通安全法一改訂版」を発効しました。添付の同法非公式英中対訳がありますが、改訂の側面について更に説明が必要と思われます。この通知はより多くの情報を入力次第更新の予定です。

1.0 適用

1.1 2021年9月1日付けで、中国の管轄水域内を航行しようとする以下の外国船、弊旗国船を含む、は中国海事局にその旨を事前報告することが求められます：

- .1 潜水型船舶；
- .2 原子力船；
- .3 放射性物質積載船；
- .4 バルクキャリアー（2.1.6参照：危険物、有害、有毒物質積載時）、油槽船、ケミカル船、液化ガス運搬船、及びその他有毒・有害物質積載船；
- .5 中国の海上交通に危険を及ぼす、中国法、行政法又は国務院規定の船舶。

2.0 報告

2.1 弊局は以下が事前報告すべき（本船）情報と考えます：

- .1 船名、コールサイン、国際識別番号（IMO#）、及び海上移動業務識別コード（MMSI）；
- .2 報告の日付と時間、（報告時の）船位；
- .3 最後の寄港地及び（同港よりの）出港時間；
- .4 予定寄港地及び到着予測時間（ETA）

MSA No. 13-21J

注）本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします

.5 衛星電話番号;

.6 積載危険物の呼び名、UN 番号(無い場合は NA と記載)、有害物質の種類(無い場合は NA と記載)、及び載貨重量(DWT)。

2.2 報告は以下いずれの方法でも良い:

.1 website: <https://www.sh.mas.gov.cn/chnshiprep>;

.2 email: chnshiprep@shmsa.gov.cn;

.3 fax: +86-21-66072764; 又は

.4 tel: +86-21-65089469

3.0 適合

3.1 中国管轄水域を航行する全船舶の運航者は(中国内それぞれの)代理店を通し、上記、改訂された海上交通安全法に適合している事を至急ご確認下さい。不適合の罰則は「罰金」から「中国海域からの退去を求められる」に及びます。